

ねんきん

Q & A

「年金」という言葉はもちろん皆さんご存じでしょうが、その制度や内容はよくわからないという方も多いのではないのでしょうか。このコーナーでは、組合員の皆さんからご質問いただく中でも、特にお問い合わせの多い事柄について、Q & A方式で年金制度とその内容等の概要について、ご説明します。

Q 現在の年金制度は、どのようになっているの？

A 現在の年金制度は、公的年金制度と私的年金制度に大きく分かれます。公的年金には「国民年金」「厚生年金」「共済年金」があり、これらはその対象者となった場合、強制的に加入するものになっています。私的年金には「企業年金」「個人年金」といった任意加入のものがあります。また、公的年金制度には、「老齢になったときに受け取れる年金」「障害の状態になったときに受け取れる年金」「遺族が受け取れる年金」の3種類の年金があり、共済年金では、それぞれを「退職共済年金」「障害共済年金」「遺族共済年金」といい、厚生年金、国民年金にも同じように3種類の年金があります(下図参照)。

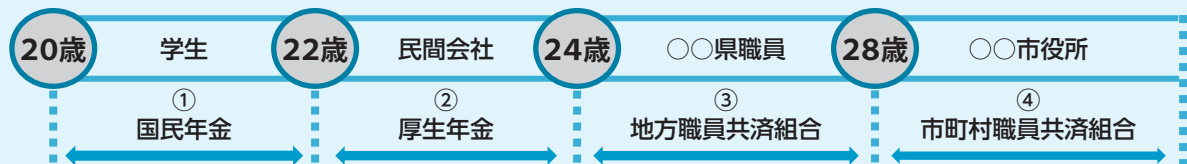
公的年金の種類

年金の種類(事由) 年金制度	老齢になったときに受け取れる年金	障害の状態になったときに受け取れる年金	遺族が受け取れる年金
共済年金	退職共済年金 ・原則として65歳から支給されますが、昭和42年4月1日以前生まれの特定消防組合員の方は特例によって65歳前から受け取れます。 ・在職時の給与や勤務した月数によって年金額が決定されます。 ・在職中は、年金額の全部又は一部が停止になることがあります。	障害共済年金 ・障害等級が1級から3級の障害の状態になったとき年金が受け取れます。 ・初診日が公務員として在職中の期間内にあること。 ・障害等級については障害者手帳とは別に判断します。 ・在職中は、年金額の全部又は一部が停止になることがあります。	遺族共済年金 ・組合員や年金受給者が死亡したときは、その人によって生計を維持していた遺族が受け取れます。 ・遺族の年齢や収入などの状況によって該当しない場合や支給が停止となることがあります。
各共済組合が事務を行い、共済組合から年金が支給されます。			
厚生年金	老齢厚生年金 各地の年金事務所が事務を行い、日本年金機構から年金が支給されます。	障害厚生年金 各地の年金事務所が事務を行い、日本年金機構から年金が支給されます。	遺族厚生年金 各地の年金事務所が事務を行い、日本年金機構から年金が支給されます。
国民年金	老齢基礎年金 各地の年金事務所が事務を行い、日本年金機構から年金が支給されます。	障害基礎年金 各地の年金事務所が事務を行い、日本年金機構から年金が支給されます。	遺族基礎年金 各地の年金事務所が事務を行い、日本年金機構から年金が支給されます。

Q 公務員になる前に民間会社に勤めていましたが、年金はどのようになりますか？

A 下図の①から④までの期間を合わせて25年以上あれば、それぞれの制度から加入した期間に応じた年金が支給されます。そのため、年金の請求は、支給開始年齢に到達したときに、制度(国民年金・厚生年金・共済年金)ごとに行うことが必要です。ただし、公務員の場合は、すべての公務員共済の組合員期間を合わせて年金を決定・支給しますので、最後に所属した共済組合に請求してください。

[複数の年金制度に加入していた場合]



● 公的年金制度ごとの請求先

公的年金制度	国民年金(老齢基礎年金)	厚生年金(老齢厚生年金)	共済年金(退職共済年金)
加入期間	① ② ③ ④	②	③ ④
請求先	日本年金機構(年金事務所)	日本年金機構(年金事務所)	最後に所属した共済組合(=市町村職員共済組合)
受給要件	すべての加入期間を合算して25年以上あること		

※20歳から60歳までの間で厚生年金や共済年金に加入している期間は、同時に国民年金の加入期間にもなります。